

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社梅原工務店	茨城県常陸太田市小目町517	2-000286
有限会社飛田組	茨城県常陸太田市岩手町747	2-001255
益子建設株式会社	茨城県久慈郡大子町大字上野宮814	2-000320

2 指名停止措置期間

平成28年4月22日 ～ 平成28年5月5日 (2週間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

(株)梅原工務店、(有)飛田組及び益子建設(株)は、平成28年2月26日、茨城県農林水産部農村環境課発注の県北東部2期地区道路工事の重力式擁壁基礎工事(常陸太田市上大門地内)において、安全管理措置の不適切により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により、作業員が重傷を負う事故を生じさせたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第2条第1項及び別表第1第8号(3)に該当する。

〈指名停止措置要領別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1)～(2)略 (3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 (4) 略	当該認定をした日から2週間以上2か月以内 2週間以上1か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

茨城県常陸太田市金井町3690

電話 0294-72-3111